

平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

目 次

第 1 号（2月1日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	10
議案第3号	13
閉会の宣告	25

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第461号

平成31年1月22日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 小 泉 文 子

平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成31年2月1日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成31年1月22日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

平成31年2月1日(金)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

2番	小田川	敦子	議員	3番	石井	昭一	議員
4番	針貝	和幸	議員	5番	秋谷	公臣	議員
6番	日下	みや子	議員	7番	佐藤	誠	議員
8番	田中	和八	議員	9番	日暮	栄治	議員
10番	土屋	裕彦	議員	11番	石井	恵子	議員
12番	小泉	文子	議員				

欠席議員(1名)

1番 野上陽子 議員

説明のための出席者

管	理	者	清	水	聖	士	君		
副	管	理	者	秋	山	浩	保	君	
副	管	理	者	伊	澤	史	夫	君	
監	査	委	員	河	合	謹	爾	君	
会	計	管	理	者	小	高	仁	志	君

事務局 長	渡 邊 忠 明 君
事務局 次 長	杉 浦 清 君
総 務 課 長	金 井 正 君
あ じ さ い 所 長	杉 浦 清 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	川 名 雅 之 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課統括リーダー	増 田 貴 史
白 井 市 環 境 課 長	川 上 利 一
鎌ヶ谷市クリーン推進課主幹	富 田 浩 司

事務局職員出席者

総務課長補佐(事)庶務係長	栗 原 稔
総 務 課 庶 務 係 主 査	塩 澤 義 隆

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（小泉文子議員） 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中ご参集いただき大変ご苦労さまです。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（小泉文子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

監査委員から定期監査の結果報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉文子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、8番、田中和八議員、9番、日暮栄治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小泉文子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（小泉文子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案3件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改訂につきましては、先月に第5回目の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会を開催し、これまでの審議結果をまとめた計画（案）について承認をいただいたところでございます。現在はパブリックコメントを実施しており、より広く意見を取り入れ、今年度中に新しい一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定する予定でございます。

次に、周辺整備事業につきましては、平成29年度に作成した廃棄物処理施設周辺整備基本設計に基づいた施設の詳細設計のため、都市公園（第1期整備）の実施設設計を行うとともに、第1期整備エリアの用地購入をするなど、周辺環境の整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成31年4月1日より専門職大学が制度化されることから所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さわやかプラザ軽井沢指定管理者候補者選定委員会は、設置要綱により設置しておりましたものを、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関といたしまして、指定管理者候補者選定委員会の設置に関する事項を条例中に定めようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましてご説明いたします。

初めに、平成31年度予算につきましては、構成市の厳しい財政状況に鑑み、歳出の削減に努め、構成市負担金の増加を抑制し、平準化を図ることといたしました。また、各施設につきましては、安全で安定した施設の運営を推進するため、設備の老朽化や機能低下に伴う修繕を計画的に実施するとともに、各事業に際しては、業務の見直しを含め長期的な視点に立ち徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算とすることを目標に編成いたしました。

平成31年度の一般会計予算につきましては、歳入歳出とも31億5,372万8,000円となり、前年度と比

較して、額で7,247万4,000円、率にして2.4%の増額予算となっています。

続きまして、歳入歳出ごとの主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金では、都市公園整備事業に伴う用地購入費や業務委託費の計上、消費税率の引き上げ等に伴い、構成市負担金において前年度比8,724万8,000円増の26億4,814万1,000円となっております。

国庫支出金では、施設延命化対策事業に係る循環型社会形成推進交付金及び都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金を、組合債では都市公園整備事業に係る財源とするため、都市公園整備事業債を新たに計上いたしました。

歳出につきましては、し尿処理費では、施設の老朽化等に伴う修繕料が増加したことに伴い、前年度比で4,874万6,000円の増となりました。

周辺整備費では、都市公園整備事業に係る経費として、都市公園（第1期整備）実施設計業務委託、第1期整備エリアの用地購入に係る経費を計上したことに伴い、前年度比で9,997万1,000円の増となりました。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（小泉文子議員） 日程第3、議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成31年4月1日より専門職大学が制度化されることから所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、今回制定いたします条例の内容をご説明申し上げます。

第1条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の一部を改正するものでございます。

専門職大学の制度化に伴う環境省令の一部改正により、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件について見直しが行われたことに伴い、組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件に、学校教育法による短期大学に、同法に基づく専門職大学の前期課程を含むなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

第2条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条

例の一部を改正するものでございます。

専門職大学の制度化に伴う水道法施行令等の一部改正により、水道技術管理者の資格要件について見直しが行われたことに伴い、組合が設置する専用水道の技術管理者の資格要件に、学校教育法による短期大学に、同法による専門職大学の前期課程を含むなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（小泉文子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） こんにちは。柏市の共産党の日下みや子でございます。

議案1号について質問します。学校教育法の一部改正に伴う条例の一部改正についてですが、1点目、条例は、学校教育法の改正に対応するものですが、この法の改正の趣旨について説明をしていただきたいと思っております。

2点目、当組合の専用水道の技術管理者と廃棄物処理施設に置く技術管理者の状況について、人数、業務内容等説明してください。

3点目ですけれども、この条例改正によって組合の現場で変更することがあるのかどうか、その点について、3点でございます。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号のご質疑につきましてお答え申し上げます。

お尋ねは3点ございました。初めに、1点目の学校教育法の改正の趣旨につきましてお答え申し上げます。

学校教育法の改正の趣旨につきましては、国際競争の激化により産業構造が急速に転換する中、それぞれの職業分野で業務の改善や新規分野の開拓が求められ、より高度な実践力と新たな物やサービスをつくり出せる創造力を有する人材の養成が急務となったことを背景に、産業界との密接な連携により実習や実験を通して即戦力となる人材養成を図ることを目的に、新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学が平成31年4月1日から制度化されるものでございます。

次に、2点目の当組合の専用水道の技術管理者と廃棄物処理施設に置く技術管理者の人数や業務内容の状況についてでございますが、初めに専用水道の技術管理者につきましては、水道法の規定に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を担当するため1人を置かなければならないとされております。

す。当組合では、さわやかプラザ軽井沢におきまして、地下水膜ろ過システムを平成26年8月から導入したことに伴い、指定管理者であるシンコースポーツ・アズビル共同事業体から1人を選任しております。

次に、廃棄物処理施設の技術管理者につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当するため1人を置かなければならないとされております。

当組合では、し尿処理施設のアクアセンターあじさい、ごみ処理施設のクリーンセンターしらさぎ及び破砕・リサイクル施設のリサイクルセンターにおきまして、当組合職員からそれぞれ1人を選任しております。

なお、廃棄物処理施設技術管理者資格保有者の人数につきましては、現在、し尿処理施設及びごみ処理施設の資格保有者が各7名、破砕・リサイクル施設の資格保有者が5名、延べ19名が保有している状況でございます。

最後に、3点目の改正によって現場はどう変わるのかについてでございますが、今回の改正につきましては、技術管理者の資格要件を加えるもので、役割、責務が変更となるものではないため、現場での業務に変更が生ずるものではございません。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 質疑は以上で意見です。

○議長（小泉文子議員） はい。

○6番（日下みや子議員） 1号議案は国の法改正による変更ですので、反対するものではありません。改正をめぐる国会の動向を報告したいと思います。2017年第193通常国会の5月24日にこの法律が成立しているのですけれども、この法律に対して、実は我が党共産党、それから自由党、社民党は反対いたしました。なぜかと申しますと、本改正は職業教育に特化した大学として4年制の専門職大学及び専門職短期大学を制度化するものなのですけれども、政府は今後の成長分野、観光、農業、情報など、実務経験のある教員の配置や企業等との連携により専門職人材の育成を旨としております。しかし、このような職業教育は、現行の制度においても十分可能であり、既存の大学等でさまざまな職業教育が既に行われています。現行の職業教育への支援を充実させることが重要で、新たな職業教育機関をあえて制度化する必要はないというのが、私ども日本共産党の立場です。職業大学に特化してしまうことは、本来の大学の学問の探求ですとか学問の研究という点から考えてどうなのかという点で、私も疑問を持っております。

以上です。終わります。

○議長（小泉文子議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小泉文子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（小泉文子議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、さわやかプラザ軽井沢指定管理者候補者選定委員会設置要綱により設置しておりました指定管理者候補者選定委員会につきまして、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置することを目的に、必要な事項を条例に定めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

第4条では、指定管理者の候補者を選定するときは、第13条に規定する指定管理者候補者選定委員会の意見を聴いた上で総合的に判断することを第2項として追加するものでございます。

次に、第13条第1項では、指定管理者候補者選定委員会の設置について定めたものでございます。

第2項では委員の人数を8人以内とし、第3項では委員の任期を審査が終了したときまで、第4項では委員の守秘義務について定めたもので、第5項では、選定委員会に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定したものでございます。

第14条は、第13条を新たに追加するため、第13条を第14条とするものでございます。

続きまして、附則につきましては、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では、附属機関として選定委員会を設置することから、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をし、指定管理者候補者選定委員会委員の報酬として月額6,800円を追加するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました小田川議員について質疑を認めます。

小田川議員。

○2番（小田川敦子君） こんにちは。白井市の小田川敦子です。通告に従いまして、議案2号について質問いたします。

まず1点目、今回提案のあった条例について、改正するに至った経緯、背景について、具体的な説明を求めます。

2点目、現在当組合には、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢指定管理者候補者選定委員会設置要綱があります。この設置要綱に基づき、指定管理者候補者選定委員会において、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者を審議していたわけですが、委員報酬の定めは、改正に伴い取り扱いの変更はあるのでしょうか。委員報酬に関する記載を別の条例に定めるとした理由について、説明を求めます。

3点目、現在の設置要綱の取り扱いは改正後どのようになるのか、お示してください。

以上3点について質問いたします。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号のご質疑につきましてお答え申し上げます。お尋ねは3点ございました。

初めに、1点目の条例改正の経緯につきましてお答えいたします。

当組合では、さわやかプラザ軽井沢現指定管理者の指定期間が平成32年3月31日に満了しますことから、次期指定管理者の指定に向けた事務を進めているところでございます。そのような中で地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定されており、指定管理者候補者選定委員会は、執行機関の行政執行に必要な審査等を行う機関であるため、法律に規定する附属機関に当たるとの認識から、指定管理者候補者選定委員会を条例で附属機関として位置づけることとしたものでございます。

次に、2点目の委員報酬の記載を別の条例に定める理由につきましてお答え申し上げます。

今回の条例の一部改正によりまして、附属機関となる指定管理者候補者選定委員会の委員は、特別職の非常勤職員となりますことから、監査委員並びに行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員と同様に、指定管理者候補者選定委員会の委員の報酬につきましても、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定める必要があるためでございます。

最後に、3点目の今ある設置要綱の改正後の取り扱いにつきましてお答え申し上げます。

現在ある設置要綱の条項につきましては、条例と規則それぞれに振り分けて移行いたします。設置要綱中の「設置」、「所掌事務」、「任期」、「審議」、「守秘義務」の5項目につきましては条例で定め、「委員の構成」、「委員長及び副委員長」、「会議」、「意見の聴取」、「庶務」の5項目

につきましては規則で定めることとしておりますので、条例及び規則の改正を行うことにより、設置要綱は廃止いたします。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 第2問、小田川議員。

○2番（小田川敦子君） 条例改正の経緯と委員報酬についての再質問はありません。

3点目の設置要綱の取り扱いについて、2回目の質問を行います。

まず、1点目、現行の設置要綱の中には、指定管理者の取り消しの定めがなく、改正案のほうにもありません。指定管理者選定委員会が執行機関に必要な審議等を行う機関であるならば、指定管理者の取り消しに関する審議も必要な責務ではないでしょうか。取り消しの定めがないことの説明と、万が一、指定管理者の取り消しが必要になった場合の審議の場はどのようになっているのか、説明を求めます。

2点目、委員の任期についてですが、要綱から条例へ移り、改正案では第13条の第3項に定めることとなります。その任期は、設置要綱では「選定が終了するまで」、条例では「審査が終了した日」までと変更になっていますが、この選定と審査の違い、それから審査の終了とは何をもって終了となるのか、具体的な説明を求めます。

以上2点、質問いたします。

○議長（小泉文子議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） まず初めに、指定管理者候補者選定委員会の所掌事務に指定の取り消しを含めないのかというご質問にお答えいたします。

指定管理者候補者選定委員会は、当組合が次期指定管理者の候補者を選定するに当たり、管理者の諮問に応じて候補者を審査するものでございます。そのため委員の任期も審査が終了したときまでとさせていただきます。

地方自治法第244条の2第11項では、「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる」と規定されており、組合の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条におきまして、指定の取り消し等について規定をしております。

また、指定管理者との基本協定書の第51条におきまして、「組合は、地方自治法及び組合の手續条例の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、組合は、指定管理者との間で締結する一切の協定について、指定管理者に対して書面により通知し、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と定めており、地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないときを含めまして10項目を定めております。したがって、指定の取り消し等につきましては、選定委員会の意見を聴くことなく管理者が指定の取り消し

等をできると考えてございます。

次に、指定の取り消しが必要になった場合の審議の場はどのようになっているかというご質問につきましては、本組合では平成20年に、指定管理期間中におきまして指定管理者から指定取り消しの申出書が提出されたため、指定を取り消した事例がございます。指定の取り消しに至った経緯といたしましては、指定管理者から経営状態の悪化により指定管理業務の継続が困難との申し出があり、協議を行った結果、当時の基本協定書の「指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者から協定締結の解除の申し出があったとき」という定めに該当しますことから、組合の事務条例第9条の規定により、決裁までの手続を経まして指定の取り消しを行っております。

選定と審査の違い、審査の終了とは何をもって終了するのかというご質問につきましては、条例での審査は、指定管理者候補者選定委員会が管理者の諮問に応じて、次期指定管理者の候補者を審査し、その答申を出したときまでであり、要綱による選定は、選定委員会の答申の後に管理者が次期指定管理者の候補者を決定したときまでを含むことと理解しております。委員の任期につきましては、選定委員会の所掌事務である審査が終了したときまでと考えております。したがって、選定委員会が審査結果の答申を出したときが、審査の終了となります。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第3問。

○2番（小田川敦子君） ありません。

○議長（小泉文子議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

議案第2号については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉文子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（小泉文子議員） 日程第5、議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、構成市の厳しい財政運営に鑑み、職員一人一人がコスト意識を強く持ち、業務の見直し、廃止を含め、長期的な視点に立ち、経常的経費の節減合理化、業務の計画的実施と財源確保、構成市負担金の平準化を基本方針に掲げ、施設の安全・安定操業を念頭に編成いたしました。

なお、平成31年10月に予定されております消費税率の引き上げについて、歳出につきましては、10月以降の支出予定分について税率10%で積算いたしました。歳入につきましては、手数料条例の一部改正を組合議会5月定例会以降に予定していることから8%で計上いたしました。

それでは、予算書の1ページをごらんください。第1条では歳入歳出それぞれの予算総額を31億5,372万8,000円とし、第2条は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は一時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は同一款内における人件費の流用について定めるものでございます。

2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、それぞれ31億5,372万8,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、地方債につきましては、都市公園整備事業に対し、限度額を4,860万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算の内容につきまして順次ご説明申し上げます。歳入歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目につきましてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比8,724万8,000円増の26億4,814万1,000円を計上するものでございます。構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が8億9,596万3,000円で、前年度比5,974万6,000円の増、白井市が1億4,687万9,000円で、前年度比2,420万7,000円の増、鎌ヶ谷市が16億529万9,000円で、前年度比329万5,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、し尿及びごみともに搬入量実績で積算し、おおむね横ばいとなる見込みでありますことから、前年度比63万円減の2億6,723万円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。3款国庫支出金でございます。1節ごみ処理費補助金につきましては、クリーンセンターしらさぎの施設延命化対策事業に係る循環型社会形成推進交付金で259万9,000円を計上してございます。

2節周辺整備費補助金につきましては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金で、3,300万円を計上してございます。

5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、当該年度の補正財源として、平成31年度からし尿処理事業分2,000万円、ごみ処理事業分4,000万円、周辺整備事業分1億円を上限として確保するものとしておりますが、前年度繰越金が前々年度繰越金より減少し、財政調整基金繰入金も減少

しましたことから、前年度より減少しております。

6款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を、柏市分2,198万2,000円、白井市分215万2,000円、鎌ヶ谷市分5,156万6,000円とするもので、前年度比2,542万1,000円減の7,570万円を計上するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。7款1項1目雑入につきましては、前年度比426万円増の3,713万6,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売り払い代で、金属類及び紙類の価格の上昇が見込まれることによるものでございます。

8款1項1目組合債につきましては、都市公園整備事業の財源として地方債の借入れを予定することから、4,860万円を計上するものでございます。以上のことから歳入総額で前年度比7,247万4,000円増の31億5,372万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。16ページから21ページをごらんください。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比93万円減の8,198万7,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、乗用車購入費が減少したことによるものでございます。

続きまして、22ページから25ページをごらんください。3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比4,874万6,000円増の3億4,707万円を計上するものでございます。増額の主な要因は、燃料費における焼却用灯油の単価増及び修繕料における浄化槽汚泥脱水機1台を整備予定としたことによるものでございます。

続きまして、24ページから29ページをごらんください。2目ごみ処理費につきましては、前年度比8,491万5,000円減の11億5,826万円を計上するものでございます。減額の主な要因は、修繕計画に基づく修繕料の減額によるものでございます。また、今年度の新たな事業といたしまして施設延命化対策事業を計上いたしました。

続きまして、28ページから31ページをごらんください。3目共同化処理費につきましては、前年度比961万9,000円増の10億1,076万7,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、ごみ収集運搬業務委託や資源分別処理業務委託など、労務単価等の増加によるものでございます。

続きまして、30ページから35ページをごらんください。4目周辺整備費につきましては、前年度比9,997万1,000円増の3億8,152万9,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、都市公園（第1期整備）実施設計業務委託や用地購入費など、今年度の新たな事業として都市公園整備事業の計上に伴い増額したことによるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをごらんください。4款公債費でございます。前年度と同額の1億4,169万4,000円を計上するものでございます。主な内容は、平成26年度、27年度に実施いたしましたダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金でございます。

6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

以上のことから歳出総額で前年度比7,247万4,000円増の31億5,372万8,000円を計上するものでござ

います。

以上で議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） これより質疑を行います。

初めに、針貝議員について質疑を認めます。

針貝議員。

○4番（針貝和幸議員） 鎌ヶ谷市の針貝です。よろしくお願いいたします。

歳入7款の諸収入についてお伺いしたいと思います。先ほどのご説明でもありましたけれども、資源物の金属と紙の売り払い価格が上がって、柏市で98万3,000円、鎌ヶ谷市で323万2,000円、随分増額になったなと思っているのですが、そこで最初の質問ですけれども、昨年との単価の違いについて、柏市（沼南地域）分と鎌ヶ谷市分についてお答えください。また、資源物売り払い価格の相場というものがどうなっている、変化しているのか、お答えください。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第3号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは2点ございました。

初めに、1点目の鎌ヶ谷市及び柏市（沼南地域）の資源物売り払い単価の違いについてでございますが、柏市（沼南地域）分及び鎌ヶ谷市分の各品目の1キログラム当たりの単価を平成30年度当初予算対比でお答えいたします。

初めに、金属類でございますが、鉄プレスは、柏市（沼南地域）分及び鎌ヶ谷市分とも17円で、前年度と比較して4円の増、アルミプレスは、柏市（沼南地域）分及び鎌ヶ谷市分とも80円であり、前年度と同額となっております。

次に、紙類でございますが、新聞紙は、柏市（沼南地域）分で7.4円、前年度比2.4円の増、鎌ヶ谷市分が5円、前年度比3円の増。雑誌では、柏市（沼南地域）分で1.4円、前年度比0.6円の減、鎌ヶ谷市分で1.5円、前年度比0.5円の増。段ボールにつきましては、柏市（沼南地域）分で4.4円、前年度比2.4円の増、鎌ヶ谷市分で2.5円、前年度比で1.5円の増となっております。

次に、布類でございますが、柏市（沼南地域）分及び鎌ヶ谷市分とも1円で、前年度と同額となっております。

最後に、カレットでございますが、色別で価格が異なり、柏市（沼南地域）分及び鎌ヶ谷市分とも、白カレットでは0.5円、茶カレットではゼロ円となっており、ともに前年度と同額となっております。これら資源物売り払いの単価につきましては、取引量や運搬コストなど、状況によりまして変動するものと考えております。

次に、2点目の資源物売り払い代の相場の変化につきましては、再生資源リサイクル業界におけ

る市場価格で、古紙類では回収問屋の買い値、鉄スクラップではメーカーの買い値、非鉄スクラップでは、直納問屋の買い値における昨年4月から現在までの状況についてお答えいたします。1トン当たりの価格をキログラム単位へ換算した結果では、鉄プレスで12円から18円、アルミプレスで40円から90円、新聞紙で7円から10円、雑誌で2円から4円、段ボールで4円から7円、布類でゼロ円から1円の範囲で推移しているところでございます。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第2問、針貝議員。

○4番（針貝和幸議員） この売り払い価格は、柏市（沼南地域）分と鎌ヶ谷市分ですごい差があるのですが、ちょっと近づいてきたかなと。今回資源物売り払いの予算を見ますと、柏市（沼南地域）分は1,203万円、鎌ヶ谷市分は2,433万6,000円ということで大体倍ぐらいなのではございますが、その増加分で見ますと柏市が98万3,000円、鎌ヶ谷市が323万2,000円ということで随分近づいてきたかなというふうに思うのです。ここで私、気になっているのは、そもそもこれは相場に連動しているのかどうかというのがすごく気になるのでありまして、例えば今回雑誌だと鎌ヶ谷市がプラス、もともと鎌ヶ谷市が1円でプラス0.5円、柏市（沼南地域）はもともと2円でマイナス0.6円ということになって、どうしてこういう変動が起きるのかなと。相場に連動して値段がついていたら、こういうことというのはあり得ないと思うのですが、そこで今回4点質問させていただきたいと思っております。

まず、なぜこのような増減のばらつきが生まれるのか。特に雑誌ですね。鎌ヶ谷市はプラス0.5円で、柏市（沼南地域）がマイナス0.6円というのはどういう理由からか。

2点目、環境衛生組合は業者に対して、市況と、相場と値段が乖離している場合、何らかの申し入れをしないのかということですね。特に柏市（沼南地域）の場合は、これ1者見積もりなので競争原理が働かないので、どうやってこの正当な価格というのを算出しているのかというのを伺います。

3点目は、前回もこの近隣4市の売り払い価格を教えてくださいましたが、30年度分はどうなっているのか、お答えください。

そして、4点目は、昨年2月の定例会で私の資源物売り払い価格の質問に対して、契約内容等について調査研究していくとのご回答いただいたのですが、どのような調査研究がなされたのか、お答えください。よろしくお願いします。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 資源物の売り払いに関するご質問についてお答えをいたします。お尋ねは4点ございました。

初めに、柏市（沼南地域）分及び鎌ヶ谷市分の資源物売り払い代金のばらつきについてでございます。資源物の売り払いについては、各地域の地場産業育成の観点から各区域に事業所を有する事業

者と契約を締結しております。また、区域ごとに収集形態や搬出工程、売り払い量及び問屋の売り払い先などが異なるため、区域ごとで多少価格差があるものと考えております。特に雑誌においては、平成30年度予算単価においては、柏市（沼南地域）分が1キログラム当たり2.0円に対し、鎌ヶ谷市分で1.0円、平成31年度予算単価では、柏市（沼南地域）分で1.4円、鎌ヶ谷市分で1.5円となっております。

次に、2点目の市況と乖離している場合の申し入れ及び1者見積もりに対する競争原理についてでございます。資源売り払い価格は、市況に変動の生じやすい品目では四半期ごとに見直しを行っており、その都度市況との確認を行っております。また、契約期間中であっても市況に著しい変動があると認められるときは、契約者と協議の上、契約単価の変更ができるものとしております。

次に、柏市（沼南地域）の場合は1者見積もりになりますので、ご指摘のとおり競争原理が働きづらい状況でございます。しかしながら、契約前に参考見積書の提出をさせまして、市況と参考見積額を比較し、価格について妥当性を精査した上で契約単価を決定しております。

次に、3点目の平成30年度近隣4市の平均価格についてお答えいたします。1キログラム当たり、鉄プレスで22.8円から30.1円、アルミプレスで97円から145.6円、新聞で6.1円から20.5円、雑誌で1.7円から10.7円、段ボールで5.2円から17.6円、布類で2.2円から7.75円、白カレットで0.1円から0.5円、茶カレットでゼロ円から0.3円の範囲でございます。

最後に、資源の売り払い契約に係る調査研究の状況であります。比較的売り払い単価の高い近隣市における搬出形態や1回当たりの搬出量、また中間処理の方法等を調査いたしました。その結果、紙類の資源物については、選別、圧縮梱包等の中間処理を実施し、1回当たり10トン以上の搬出を行っている市では、かなりの高値で取引されている状況であることに対しまして、集積所回収から問屋へ直納している場合でも、年間取引量の数量に応じて契約単価に幅があることなどの結果が得られております。今後も他の事例を参考に現状と中間処理及び収集方法の変更などの経費比較を行い、より有益な契約方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 第3問、針貝議員。

○4番（針貝和幸議員） 今お答えいただいておりますとおり、近隣4市というのは非常に高い価格で売れていることがわかります。相場よりも全然高い価格で売れているということですので、やはりこの資源物というのは市民の財産なので、当組合としてもできるだけ高い価格で売る必要があるのではないかと思います。

そこで2点、最後の質問になりますけれども、1点目が、契約期間中であっても市況に著しい変動があると認められるときは、契約者と協議の上、契約単価を変更できるとのお答えでしたが、この市況の変動による契約期間中の契約単価変更というのは、どのぐらいの頻度で何回ほどなされているのか。

それと、2点目は、柏市沼南地域において、妥当性を精査した上で契約単価を決定しているところですが、向こうの業者さんが提出された金額に対して、組合としてそれに変更を求めるということは過去において何回ほどあったのか、お聞かせください。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 資源物の売り払いに関するご質問についてお答えいたします。お尋ねは2点ございました。

初めに、資源物売り払いにかかわる契約期間中の契約単価変更の頻度及び回数でございます。資源物の売り払いについては、平成21年度から市況価格の変動により1年間同一価格で契約することが困難であることから、四半期ごとに見積もり合わせ等を行い、価格の適正化を図り契約しているところでございます。四半期ごとの契約方法に変更してからは、1契約期間内における市況変動に対する契約単価の変更はございません。

次に、契約単価の変更申し入れにつきましては、品目にもよりますが、過去5年間で申し上げますと、年に一、二回程度、価格の値上げなどを求めたことがございます。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 以上で針貝議員の質疑を終結いたします。

次に、日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案3号、平成31年度予算案について質問します。31年度予算案は、政府が進める、ことし10月からの消費税導入を前提とした予算案です。そこで伺います。

1点目、消費税増税による予算編成はどのようにされているのか。また、消費税増税による影響額の内容についてお示してください。

2点目、予算編成の基本方針について伺います。基本方針には、経常的経費の節減合理化の項目に、過去の決算で多額の不用額が生じている事業について原因究明と所要額を十分に精査する、また業務の廃止を含めた検討を行うとあります。これについてどんな状況か、説明をお願いしたいと思います。

3点目、予算書13ページ、歳入の国庫支出金に循環型社会形成推進交付金として259万9,000円が計上されています。その内容と31年度と、また今後もこの交付金は支給されるのかどうか、説明を求めたいと思います。

4点目ですが、予算書の27ページになります。歳出のクリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費に、焼却灰資源化処理業務として480万7,000円が計上されています。その内容について説明をお願いします。

以上4点、答弁をお願いします。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第3号のご質問についてお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。初めに、1点目の予算編成における消費税増税の対応及びその影響額についてでございますが、平成31年10月に予定されております消費税率の引き上げについて、歳出につきましては、10月以降の歳出予定分について税率10%で積算したところでございます。歳入につきましては、手数料条例の一部改正を組合議会5月定例会以降に予定していることから8%で計上したところでございます。

また、影響額の内訳につきましては、議会費4,000円、総務費7万2,000円、し尿処理費418万4,000円、ごみ処理費1,242万7,000円、共同化処理費919万7,000円、周辺整備費465万7,000円で、歳出合計で3,054万1,000円となっております。

次に、2点目の予算編成の基本方針において、過去の決算で多額の不用額が生じている事業について、原因究明と所要額の精査及び業務の廃止を含めた検討の結果でございますが、初めに不用額の原因究明と所要額の精査につきましては、不用額の主なものといたしまして光熱水費がございません。光熱水費につきましては、主に電気料金でございますが、電気料金を算出するに当たり、計算基礎となる燃料費調整単価がございません。この単価は、原油や液化天然ガスなどの貿易価格などの影響により毎月変動するため見通しが立たないことから、例年ゼロ円で積算しておりましたが、実際にはマイナス単価であったことから、決算時に不用額が発生したものでございます。これを踏まえまして平成31年度当初予算編成段階では、燃料費調整単価を実単価であるマイナス1.1円で予算計上し、アクアセンターあじさいで約80万円、クリーンセンターしらさぎで約1,400万円、リサイクルセンターで約30万円、合計で1,510万円の削減となったところでございます。

また、クリーンセンターしらさぎでは、使用量につきましては大きな変動がなく、安定的な電力使用がなされているため、長期割引契約が可能となったことから大きな減額となったものでございます。

次に、業務の廃止を含めた検討につきましては、1件ごとの業務精査を行ったところでございますが、平成31年度予算編成上、廃止に至った業務はございませんでした。しかしながら、今後業務の見直し、廃止につきましては、引き続き取り組んでまいります。

次に、3点目の循環型社会形成推進交付金の内容及び交付金の31年度と今後の方向性についてでございますが、初めに交付金の内容でございますが、市町村など循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するに当たり、事業等の実施に要する経費に充てるため、循環型社会形成推進交付金交付要綱等に基づき国が交付するものでございます。平成31年度につきましては、平成32年度以降に実施を予定している施設の延命化対策工事に係る仕様書及び見積設計図書の作成のための発注支援業務や環境影響評価に係る経費におきまして交付金を要望するものでございます。

また、今後につきましては、施設の延命化対策工事費のうち二酸化炭素排出量の削減に寄与する設備や装置につきまして交付金対象となりますことから、これらの対象工事について要望してまいります。

次に、4点目の焼却灰資源化処理業務委託についてでございますが、現在組合でのごみ処理により発生する焼却灰及び焼却不燃物につきましては、民間業者へ処分委託を行い、全量埋め立て処分をしております。しかしながら、最終処分場のひつ迫や新たな最終処分場建設の困難性を踏まえた上で、当組合では一般廃棄物処理基本計画におきまして最終処分量の削減や資源化率向上の目標を掲げており、その目標達成のための施策として実施するものでございます。資源化業務の内容につきましては、当組合で発生した焼却灰など、道路用資材や工事事業用資材などに利用される再生骨材に使用し、また金属回収を行うため、焼却灰などの有効利用を目的に民間業者に資源化業務を委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） ただいまの答弁で、歳出については10月から10%になるということ的前提に計上したということなのですが、歳入については今回の予算案には示されていないのですね。手数料条例の一部改正を5月以降に定めて、それから適用するということです。改正によって入る収入の額はどれぐらいになるのか。また、消費税増税による歳入の増額は幾らぐらいになるのか、お示してください。これが1点目です。

2点目、消費税増税によって地方行政には多額の地方消費税交付金が入ってきます。その配分というのは当組合にはないのでしょうか。組合の予算への反映はないのか。

3点目、第1問で伺ったように、予算編成の基本方針には当組合の財政運営の厳しさが強く感じられます。それは予算の概要の8ページの第5款繰入金の財政調整基金繰入金について、31年度の財政調整基金は、前年度比で7,718万7,000円の減となり3,418万円となったということにもあらわれていると思うのです。組合の予算、この記述によりますと従来から当該年度の補正財源として1億円を上限として確保することにはしていましたが、そこで財政の厳しさを感じるわけですが、これによって市民の負担につながることはないように、幾つかの点を提案したいと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

1つ目なのですが、構成市の負担金を増額することはできないのか。

2つ目、廃棄物処理施設周辺整備事業費についてです。新規事業が当初予算から実行の段階になりますと、経費が膨らんでいくということは常々あることだと思うのですが、周辺整備事業についても、実施計画の段階で当初は15億9,600万円だったのですよね。これが基本設計になりますと17億7,900万円と1億8,300万円膨らみました。これも組合財政をこれから圧迫することになると思うのです。そこで事業費の経費の節減を調べてはどうかということなのです。

3つ目、かねてから主張しておりますけれども、特別職人件費と議員報酬の廃止。そもそも支給すべきものではないと考えますが、財政がひっ迫している現在を機に廃止したらどうか。

4つ目、さわやかプラザ軽井沢の協定における余剰金の配分の問題です。指定管理者との協定において余剰金が出た場合、その配分は、指定管理者が7、組合が3となっております。本来余剰金は、利用者に私は還元すべきと考えるのですけれども、配分するのであれば通常は5対5になりますよね。その点について見解をお示してください。

最後に、4点目ですが、焼却灰資源化処理業務委託について伺います。最終処分量の削減や資源化率の向上を目的にした業務委託ということなのですからけれども、やはりその基本は、私はごみを減らすことだと思うのですけれども、焼却灰の熔融スラグ化によって、ごみ減量化への取り組みが弱まることにならないかということ懸念するのですが、お答えください。

以上、答弁をお願いします。

○議長（小泉文子議員） 総務課長。

○総務課長（金井 正君） ご質疑の4点についてお答えいたします。

最初に、ご質疑の1点目、手数料条例の改正による増額と、消費税増税による増額についてお答えいたします。

初めに、条例改正による増額については、10月以降の手数料条例を消費税率引き上げ分のみ対応した場合の概算額として、し尿手数料で約26万円、ごみ手数料で238万円、合計で約264万円となっております。また、消費税増税による歳入の増額については、手数料と同様に消費税率引き上げ分に対応した場合の概算額になりますが、合わせて約300万円と試算しております。

次に、ご質疑の2点目、地方消費税交付金についてお答えいたします。

構成市に入る地方消費税交付金は市町村に交付されるものであり、当組合の予算への直接の配分はありません。

次に、ご質疑の3点目、市民への負担増とならない提案4点についてお答えいたします。

初めに、ご提案の1点目、構成市負担金の増額についてお答えいたします。

各事業における歳出額から歳入額を差し引いた額を、当組合同約第13条、経費支弁の方法にて各事業における構成市負担金の算定基礎として定められた均等割、し尿処理割、ごみ処理割をもとに算出しています。このため単純に構成市の負担金を増額することはできないと考えています。

なお、構成市負担金は、当組合の歳入全体の8割を超え、構成市負担金に依存した組合運営となっていることから、当組合は構成市に係る負担をできる限り減らすよう歳出削減に努めているところでございます。

次に、ご提案の2点目、廃棄物処理施設周辺整備事業費の経費の節減についてお答えいたします。

廃棄物処理施設周辺整備事業費は、廃棄物処理施設を建設するに当たり、地域環境の向上を図るため、地域住民の方々と交わした協定書に基づき実施している事業であり、今後も着実に推進して

いく必要があります。

なお、事業の実施に当たりましては、国の交付金や地方債の活用を図るなど、財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えています。

次に、ご提案の3点目、特別職人件費と議員報酬の廃止についてお答えいたします。

過去の議会答弁でもお答えしたとおりですが、地方自治法第292条におきまして、地方公共団体の一部事務組合は、地方公共団体に関する規定を準用することとされています。また、地方自治法203条におきましては、地方公共団体は議員に対して報酬を、同法第204条におきましては、長に対して給与を支払わなければならないと規定されています。このことから組合議会議員への報酬の支給及び正副管理者への給与等の支給については、当組合における職務への対価であることから支給しなければならないものと認識しています。

次に、ご提案の最後の4点目、余剰金の配分見直しについてお答えいたします。

現指定管理者がさわやかプラザ軽井沢の指定管理者募集時の申請書類の一つとして提出した果実還元提案書で提案されているものであり、指定管理者との基本協定に定めています。したがって、現在の指定管理期間におきましては余剰金の配分を見直す考えはございません。

なお、次の指定管理者も公募を行い、事業者からの果実還元を含めた施設運営の提案を指定管理者候補者選定委員会で審査してまいります。

最後に、ご質疑の4点目、焼却灰資源化処理業務委託についてお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画においても、ごみの発生抑制・排出抑制、減量化、資源化、適正な処理・処分を推進することとしており、ごみの発生抑制・排出抑制が最重要課題であると考えています。最終処分量の削減においては、ごみの減量化が最善の施策であり最優先と考えてまいりますが、今回の焼却灰資源化処理業務委託については、埋め立て処分されている焼却灰等の有効活用を実施することから、ごみの減量化に逆行するものではなく、資源化の推進、最終処分場の負担軽減などに寄与するものであると考えています。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第3問。

○6番（日下みや子議員） 以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案3号、平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合予算案について、反対の立場で討論いたします。

1点目は、31年度予算案が消費税増税を前提とした予算案だという点です。そもそも私どもは、所得の低い人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ消費税には、反対の立場

です。加えて今の景気のもとで消費税を10%に増税すれば、日本経済、国民の暮らしはどうなるのか。増税は必要という立場の学者や経済人からも、今増税を強行すれば日本経済を破壊するとの警告の声が次々と上がっております。さらには、国政を揺るがす毎月勤労統計不正問題は、消費税10%への根拠を崩しております。統計不正によって今年の賃金の伸び率が実態よりもかさ上げされ、その数値をもとに賃金は緩やかに上昇しているとの判断のもと、昨年秋、安倍首相は消費税10%の実施を表明いたしました。厚生労働省の修正値で、今年の賃金の伸び率は、1月から11月の月平均でほぼゼロ%と全く伸びておりませんでした。しかも、答弁にありましたように、消費税増税によって当組合の平成31年度の組合の財政は、おおよそ歳入300万円に対して、歳出は3,054万1,000円と厳しい財政運営をさらに厳しくしております。私ども日本共産党は、他の野党とともに10月の消費税10%への増税廃止を訴えております。

2点目、特別職人件費と議員報酬についてです。31年度も予算案に特別職人件費として37万8,000円、議員報酬等で136万4,000円が計上されています。これまでも主張してきたことなのですが、当組合財政がひっ迫している状況のもとで改めて主張したいと思います。市長、市議会議員には、それぞれの市からそれぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されております。それに加えて、さらに当組合から給与、報酬を支給する理由はありません。地方自治法で支給しなければならないとの答弁なのですが、全ての一部事務組合が支給しているわけではありません。柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合の組合議会議員報酬等支給条例は、その第2条で、議長、副議長、議員の支給すべき報酬の額を規定していますが、ただし書きで各関係市において報酬の支給を受けるときは、それを支給しないと、支給されておられません。これは審議会の委員についても同様です。審議会の委員になれば、また加えて報酬が支給される。二重、三重の給与、報酬の支給は、到底市民の理解を得られると思えません。執行部が廃止の提案ができないなら、議員から提案をするということも考えるべきではないでしょうか。以上のことから31年度の予算案に反対します。

続いて、補足的になのですが、意見を述べさせていただきます。答弁で構成市の負担金については、当組合の歳入全体の8割を超え、構成市負担金に依存した組合運営となっていることから、当組合は構成市に係る負担をできる限り減らすよう歳出削減に努めているところだとありました。歳出削減に努めるというのはどんな事業も同じことなのですが、当組合の行っている事業というのは、構成している3市のそれぞれの責任で行うべき事業を、共同で行うことによって、より合理的に処理しようというものであり、そのために組織されたのが一部事務組合である当組合の事業です。ですから、事業の財源は、構成市の自治体の一般会計で賄うのは当然のことです。構成市の負担金に依存しているとありますが、依存というのは正しい表現でしょうか。構成市の負担金は当然の支出という認識に立つべきだと私は思います。

ちなみに、柏市の清掃事業の予算も、歳入は使用料、手数料等にわずかですが、国庫補助金と県

補助金がありまして、全体のおおよそ2割、8割は一般会計で賄われているわけです。予算の変動には、一般会計で調整されます。そういう点から考えれば、当組合の財政状況に構成市が対応するのは当然のように思いますが、どうか。執行部には財源の確保にもっと積極的に、先ほども資源品の収入の提案がありましたけれども、そういうことも含めて打開策の追求を望みます。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉文子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 平成31年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小泉文子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時18分 閉 会